

(仮称) 文京区公契約条例骨子案に対する意見募集結果

1 意見募集の概要

件名	(仮称) 文京区公契約条例骨子案
意見の募集期間	令和6年3月19日(火)から令和6年4月17日(水)まで
意見提出者	11人(団体含む。)
意見件数	48件

2 意見と区の考え方

番号	区分	意見(要旨)	区の考え方
1・2	全般	全体として「(仮称) 文京区公契約条例骨子案」に示された内容については、ILO94号条約に準拠した公契約条例案であり、賛同致します。	(仮称) 文京区公契約条例骨子案に盛り込まれた内容については、公契約条例の実効性を確保していく上で、重要な事項と考えておりますので、ご意見を踏まえて条例制定を進めてまいります。
3	全般	「(仮称) 文京区公契約条例骨子案」(以下、条例骨子案)に示された内容は、ILO94号条約に準拠し、法的な問題がなく、最も効果的な公契約条例案であり、当団体として賛同致します。 特に、条例骨子案の6の労働条項と10③の連帯責任条項、また、6の労働報酬下限額以上の支払いの実効性を担保する10全般は、極めて重要な要素であり、条例骨子案から内容を変更しないよう強く求めます。	
4・5	全般	全体として「(仮称) 文京区公契約条例骨子案」に示された内容について受注者または受注関係者による労働者に対する労働報酬下限額以上の支払いを適法に担保する唯一の仕組みである、民法規整型の「ILO94号条約」に準拠した公契約条例案であり、賛同致します。	
6・7	全般	条例の類型については、条例適用事業において、受注者または受注関係者による労働者に対する労働報酬下限額以上の支払いを適法に担保する唯一の仕組みである、民法規整型の通称「ILO第94号条約型」条例(※)とすべきです。具体的には、民法537条の「第	労働報酬下限額以上の額の労働報酬の支払と労働報酬に係る受注者の連帯責任については、公契約条例の実効性を確保していく上で、重要な事項と認識しており、ご意見の趣旨については、(仮称) 文京区公契約条例骨子案に盛り込まれているものと考えております。

		<p>三者のためにする契約」として、区と受注者との間で、受注者が、①労働者に対して労働報酬下限額以上の賃金・報酬を支払うこと、②受注関係者と連帶して、受注関係者が労働者に支払う賃金・報酬が労働報酬下限額を下回った場合に、その差額を当該労働者へ支払うことを契約する旨を定めた条例となります。</p> <p>※ ILO第94号条約</p> <p>国際労働機関ILOの「公契約における労働条項に関する条約」のこと。同条約の目的は、①人件費が公契約に入札する企業間での競争の材料にされている現状を一層するため、すべての入札者に最低限、現地で定められている特定の基準を守ることを義務づけること、②公契約によって、賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、公契約に基準条項を確実に盛り込ませること、である。</p>	す。
8	全般	<p>「公契約条例」というものを知りました。区によっては、形だけの条例もありますが、杉並区長さんは、今年度から公契約条例の改善で「最低賃金を8%引き上げた」という情報も手に入れました。文京区でも、ぜひ見習ってほしいと思います。文京区もやっと公契約条例を制定することになったと知り、公契約で働く職員の労働条件がこれによって改善できる、という具体的な内容に練り上げてもらうチャンスだと思います。</p>	<p>(仮称)文京区公契約条例骨子案の作成に当たっては、条例を制定している区の取組について情報収集とともに、労働者団体、事業者団体等と意見交換を行いながら、実効性を確保していくために条例に盛り込むべき事項について検討してまいりました。また、労働報酬下限額については、公契約審議会の意見を聴いた上で、適切に決定してまいります。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き条例の制定に向けて取り組んでまいります。</p>
9・10	定義	<p>「6 労働者等の労働報酬」「8 労働者等の申出」について、労働者等にはフリーランスなど労働者性が認められている個人事業主も含むことを明記いただくよう希望します。</p>	<p>公契約条例の対象となる労働者には、労働基準法で規定する労働者のほかに、受注者又は受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うものを加え、労働者等と定義しております。こ</p>

			のことから、ご意見の趣旨については、(仮称)文京区公契約条例骨子案に盛り込まれているものと考えております。
11	基本方針	3 基本方針には、区内の事業者の受注機会云々とあり、重要な施策ではあるが、そのために、他との競争を阻止したり、排除したりしてはならない。	公契約条例が制定された場合においても、引き続き公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進してまいります。
12・13	適用範囲	<p>文京区は都内でも大手から中小・零細の印刷出版関連事業者が集中している自治体です。中小・零細の事業者が適正な利益を得て、そこに働く労働者の労働条件が適正に守られ、人材の確保が行われるよう、官公需印刷物にも適用される条例となることを求めます。</p> <p>「5 適用範囲 ア予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約 イ予定価格が1,000万円以上の工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち規則で定めるもの ウ指定管理協定」</p> <p>上記に示された対象、金額の適用範囲では、官公需印刷物には適用されないと考えられます。</p>	(仮称)文京区公契約条例骨子案の作成に当たっては、条例を制定している区の取組について情報収集とともに、労働者団体、事業者団体等と意見交換を行いながら、実効性を確保していくために条例に盛り込むべき事項について検討してまいりました。それを踏まえ適用範囲については、契約等の内容や事業者の負担を考慮し、まずは一定の規模以上の公契約から適用を始めていくことを考えております。ご意見の趣旨については、条例制定後における公契約を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。
14	適用範囲	<p>「ただし公契約の受注者が、国、地方公共団体その他区長が認める者である場合については、適用しないこととします。」とあります。</p> <p>国・地方公共団体についても例外とする必要はないと思いますが、特に「区長が認める者」を適用範囲から除外するのは反対です。この条例は単に受注者等をしばるだけでなく発注者である区をも縛るもので、それなのに区の長たる区長が一方的に適用しない事業者を決定できるとすることは事実上この条例を骨抜きにするに等しいのです。「ただし以下」は削除すべきと考えます。</p>	公契約条例については、事業者間の過度な競争により労働者等にしづ寄せが生じるようなダンピング受注等を排除して、公共工事や公共サービスの適正な履行及び品質の確保に向けた取組を更に充実させていくために制定していくことを考えております。また、この条例に定める約定事項は、条例が直接的に義務付けるものではなく、契約自由の原則に基づき合意した相手方と約定していくものになります。这样的ことから、ダンピング受注等の可能性がほとんどないような者まで一律に適用していくのではなく、効果的に運営していくことを考えております。
15	適用範囲	「(仮称)文京区公契約条例骨子案」(以下”骨子案”)と「区における公契約条	公契約条例において定義する公契約には、指定管理協定だけでなく、区が締

		<p>例の基本的考え方について」(以下”考え方”)を読みました。私はこれらの公的条例に関しては、素人です。</p> <p>その素人が”骨子案”及び”考え方”を読んで、この公契約は「指定管理協定」の事らしい。区が区以外と公契約を結ぶにあたり、様々なケースがあると思われるのに、「指定管理協定」だけの公契約かという疑問が出ました。(他の事業の公的契約はどのようなものか。)</p> <p>例えば、私が思いつくだけの公契約でも以下の件があると思います。</p> <p>1 公的施設の建設または補修等、2 それら施設のメンテナンス、3 それら施設の管理委託 (含む運営)、4 物品 (消費財) の購入、5 設備品の購入またはリース、6 区の指導の下で行う事業に必要な人件費、その他。これらはそれぞれ内容も異なりますので、示されている”骨子案”ではカバーでき切れないと感じました。</p>	<p>結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約も含まれております。</p> <p>(仮称) 文京区公契約条例骨子案の 5 適用範囲のイの契約については、規則で定めていくことになりますが、ご意見の趣旨については、盛り込まれているものと考えております。</p>
16	約定事項	<p>「支払われるべき労働報酬が支払われないとき又は支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る」とき労働者等は受注者・受注関係者のみならず「区」に対してその事実の申出ができる、という条項は、本条例の重要な規定です。しかし労働者等がそういう手立てがあることを知らなければ絵にかいた餅になります。この規定を労働者等に周知させることが必要です。例えば受注者等と労働者等の雇用契約書等の中にその旨明記すべきことを 10 の約定に追加するなどの対応を検討してください。</p>	<p>労働者等への周知については、(仮称)文京区公契約条例骨子案の 10 約定する事項の⑤において、受注者は、労働報酬下限額等について、作業所等に掲示し、又は労働者等に書面を交付しなければならないことを定めておりますので、ご意見の趣旨については、盛り込まれているものと考えております。</p>
17~20	約定事項	<p>労働報酬下限額の支払いの実効性を担保するため、労働者が事業者に対して労働報酬下限額という労働債権を確実に請求できるよう、次のことを条例に定めることが必要です。</p> <p>(1) 労働者に対する公契約条例および</p>	<p>ご意見については、公契約条例の実効性を確保していくために重要な事項と認識しており、(仮称) 文京区公契約条例骨子案においても、盛り込まれているものと考えております。</p> <p>ご意見を踏まえて条例制定を進めてま</p>

		<p>条例対象事業の労働報酬下限額の周知</p> <p>(2) 労働報酬下限額の未払い又は労働報酬が労働報酬下限額を下回る場合に、当該労働者が区（公契約の当事者）に対して申し出ができる権利</p> <p>(3) 上記申し出をした労働者に対する事業者による不利益取り扱いの禁止</p>	いります。
21～24	約定事項	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連携して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならないことを下請保護や元請責任(建設業法)の観点から盛り込ませる必要があります。	ご意見の趣旨については、公契約条例の実効性を確保していく上で、重要な事項と認識しており、(仮称)文京区公契約条例骨子案の 10 約定する事項の③において、盛り込まれているものと考えております。
25	約定事項	労働報酬下限額以上の支払いの原資が確保されるよう、元請・下請間の取引において、労務費を含む適正な価格にて契約が行われるよう、②「労働者等との契約条件」の「締結しようとするときは」の後に、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）や下請法等の適正取引に関する関係法令等を遵守し、」と文言を追記する必要があります。	労働者等に労働報酬下限額以上の額の労働報酬が支払われるため、労働報酬に係る受注者の連帯責任、労働者等の申出、当該申出をした労働者等に対する不利益な取扱いの禁止などを約定することにより実効性が確保されるものと考えております。ご意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
26・27	約定事項	世田谷区では、予定価格が 50 万円を超える契約の締結にあたり、事業者に「世田谷区公契約条例」の規定に基づく「労働条件確認帳票（チェックシート）」の提出を求めています。これを参考に、文京区でも同様の対応を行うことを求めます。チェックシートを記載されることにより、労働条件に対し使用者が法律順守するよう意識することにつながります。	ご意見にあるチェックシート方式の報告書については、まずは公契約条例に定められた約定事項の遵守状況を確認するために提出を求めていくことを考えております。ご意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。

28～30	約定事項	受注者が、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合、当該業務に従事する労働者の雇用安定、当該業務の質の維持および継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めることを定める必要があります。	継続性のある業務においては、安定的なサービスの提供を確保していくために雇用継続の配慮が必要な場合があると認識しておりますが、当該業務を実施するに当たり、どのような人を何人雇用するということは最終的に受注者において判断されるべきものと考えております。条例制定後においても、これまでと同様に業務の引継ぎの徹底に取り組んでまいります。
31	約定事項	「条例制定の趣旨」に記載のとおり、「必要な人材が集まりにくくなっている状況」を考慮し、多摩市、杉並区、台東区などの公契約条例と同様に、約定事項に「継続雇用」事項を追加することを求めます。具体的には、受注者が、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合、当該業務に従事する労働者の雇用安定、当該業務の質の維持および継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めることを約定する必要があります。	
32	約定事項	約定する事項⑤労働者等に対する周知 受注者は労働報酬下限額等云々とあるが、賃金だけではなく労働条件も提示又は書面で手渡すこと。	労働関係法令において、労働条件を明示しなければならないことが定められていることから、(仮称)文京区公契約条例骨子案の 10 約定する事項の①②に定めていることにより、ご意見の趣旨については、盛り込まれているものと考えております。
33・34	審議会	審議会では先行自治体と同様、一般傍聴を可能とし、開かれた公契約条例審議会にするべきです。	公契約審議会については、傍聴を可能とすることを考えておりますが、具体的な運用については、規則で定めていくことを予定しています。
35・36	審議会	審議会では他区と同様、閉鎖的にせず一般傍聴も可能とし開かれた公契約条例審議会にする必要があります。また、審議会では、単に労働者の下限額の議論とするのではなく、区内業者の育成や地域経済の発展に関わる諸課題につ	公契約審議会については、傍聴を可能とすることを考えておりますが、具体的な運用については、規則で定めていくことを予定しています。 また、公契約審議会においては、区長の諮問に応じて、労働報酬下限額その

		いても意見交換を行い、幅広く公共サービスに資する議論を行う場としてください。	他の公契約に関し必要な事項について、意見を聴いていくことを考えております。
37・38	審議会	「7 労働報酬下限額の決定等」について、労働報酬下限額を定める際に意見聴取される公契約審議会には、中小・零細企業で働く多様な労働者の意見が反映されるよう、産業別や地域の労働組合の代表者を複数参加させることを希望します。	公契約審議会については、公契約条例を制定している区の状況を参考に労働者団体関係者、事業者団体関係者及び学識経験者で構成し、各2人以内の委員で組織することを考えております。
39	審議会	公契約審議会は、学識経験者、云々 学識経験者、労働団体関係者と事業者の三者の委員会ではなく担当区職員及び区議の参加も必要かと考える。	公契約審議会については、国際労働機関（ILO）の運営原則である労働者、使用者及び政府の三者構成を反映し、区を事務局として労働者団体関係者、事業者団体関係者及び学識経験者の三者で構成することが公契約条例を制定している区で採用されていることから、本区においても、同様に組織すること考えております。
40・41	その他	公契約条例の運用にあたり、適切な情報公開が行われるよう求めます。	公契約条例の具体的な運用については、条例に関する手引き等を作成して区ホームページに掲載していくなど、適切に情報の公開を行ってまいります。
42	その他	「会社の不正処理」などにより、働く方がたが巻き添えになることもあり、また、労働者力不足により、これまでの会社の社員が引き続くようになることも想定される時代です。その際には、最低賃金を大幅に引き上げるだけでなく、新入社員扱いでない一定の経歴加算をさせるような賃金体系も作ってください。そのために、区は指定管理者への予算も増やさなければできないと思います。もし、それが不可能なら直営に戻してほしいと思います。	事業者における賃金体系については、労働関係法令に基づき、労働者と使用者が、対等な立場において決定すべきものと考えております。 また、指定管理協定のみならず区が締結する公契約においては、適正な予定価格等の設定は、重要な事項と認識しておりますので、条例制定後においても、引き続き適正な価格設定に取り組んでまいります。
43・44	その他	原材料価格やエネルギー価格が上昇しています。予定価格に対し、受発注後に原材料費、労務費、エネルギー費などの価格変動がフィードバックをされ	工事請負契約においては、物価水準等の変動額が一定割合を超えた場合、契約金額の変更を請求することができるよう定めております。また、それ以外

		るよう制度設計をしてください。円滑な価格転嫁ができるよう配慮することを求めます。	の契約については、事業者は、契約期間における物価水準等の変動を考慮して、入札等に参加しているものと認識しておりますが、契約等の締結後に状況の変化が生じた場合には、受注者と協議することとしております。
45	その他	入札の際には、労務費もふくめて積算見積もりの提出を義務付けるようにしてください。見積もりを出す際には、社内では仕様にもとづき積算で見積もりを作成し、さらに入札内容に照らし合わせて調整して提出していますので、積算見積もりを出すことは容易なことです。	入札は、予定価格に対し最も有利な価格を提示した事業者を落札者とする方式でありますが、その際、入札に参加した全ての事業者の積算見積の内容を確認した上で、落札者を決定していくことは困難であることから、低入札価格調査制度、プロポーザル方式などを活用して適正な履行と品質の確保に努めているところです。その上で、業務に従事する労働者等に対し、区が定める労働報酬下限額以上の額の労働報酬を支払うことなどを約定していくため公契約条例を制定していくものです。
46	その他	職員の待遇は最低でも時給1,500円以上の設定を望みます。職員の方が離職せず長く勤め、地域と信頼関係を築けるように。地域サービスの質を維持できるように。諸々のノウハウが蓄積されるように。その専門性に見合った待遇を条例で定めていただきたい。保育士、介護士、看護師は、命を預かる仕事なのに低賃金、というのはおかしい。学芸員、司書は、専門職で、社会教育を担い、文化財や貴重資料を護り後世に遺す役割なのに、こちらも最賃近傍で納得いかない。待遇改善を含めて福祉、教育の政策を考えていきたいと願っています。	労働報酬下限額については、農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務単価や地域別最低賃金その他公的機関が定める基準などを勘案し、労働者団体関係者、事業者団体関係者及び学識経験者で組織する公契約審議会の意見を聴いた上で、適切に決定してまいります。
47	その他	骨子案①に記されているように「指定管理協定」に関する案であるならば、「指定管理協定」も併せて検討すべきと思います。 現行の「指定管理協定」自体が、問題点が多く、それ自体を再検討しなければならないはずです。	公契約条例に定める約定事項については、指定管理協定を締結する際の条件になることから、適切に反映させていく必要があると考えております。 指定管理者が管理する施設の利用料金については、各施設の条例及び規則に定められた利用料金の限度額の範囲内

		<p>例えば、一例をあげれば、区民が払う利用料金や、受注者が行う自主事業の参加料金など、区の認可を受けて決めるとはいっても、何を基準とするか、また受注者が何らかの損害を負った場合、損害の種類により、区が補填するか、又は保険で補填するか。その他いろいろとあります。これらの検討も必要なのではないか。「信頼関係」で、処理してほしくない事柄です。</p>	<p>で指定管理者が提案し、あらかじめ区の承認を得て定めております。一方、指定管理者の自主事業については、指定事業の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用において実施するものとなっております。</p> <p>また、指定管理者との責任分担については、あらかじめ一定の事項に関して定めているものの、定めていない事項が生じた場合等については、区と指定管理者で協議の上、決定することとしております。</p>
48	その他	<p>資料「区における公契約条例の基本的考え方について」の3関係団体からの意見聴取等について、利用者団体関係者からも意見聴取すること。今までの「利用者懇談会」での意見は長年メンバーが固定化し、意見も何ら変化がなかったようです。</p>	<p>公契約条例の検討においては、条例を制定している区の取組を参考に契約等の相手方となる事業者及び業務に従事する労働者の団体関係者等から意見の聴取等を行ってまいりました。さらに、利用者を含め広く区民等からご意見をいただくため、(仮称)文京区公契約条例骨子案についてパブリックコメントを実施いたしました。</p>